熊谷市公民館条例及び熊谷市公民館使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月28日

熊谷市長　小林哲也

条例第３４号

（別紙）

熊谷市公民館条例及び熊谷市公民館使用条例の一部を改正する条例

（熊谷市公民館条例の一部改正）

第１条　熊谷市公民館条例（平成１７年条例第１０３号）の一部を次のように改正する。

別表中「

〃　箱田公民館	〃　仲町１９番地
〃　石原公民館	〃　本石一丁目１０番地
〃　大原公民館	〃　大原三丁目２番１号
〃　上石公民館	〃　石原１１０７番地５

」を「

〃　箱田公民館	〃　仲町１９番地
〃　石原公民館	〃　石原１４０７番地１

」に改める。

（熊谷市公民館使用条例の一部改正）

第２条　熊谷市公民館使用条例（平成１７年条例第１０４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、熊谷市大原公民館、熊谷市上石公民館」を削る。

別表の１熊谷東公民館等の表大原公民館の項及び上石公民館の項を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前までの熊谷市大原公民館及び熊谷市上石公民館の利用に係る使用料については、第２条の規定による改正前の熊谷市公民館使用条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。